

○心の健康づくり計画助成金に関するQ & A

1 助成対象事業者について

Q 1 - 0 1 助成金を受けるための要件は何ですか。

A 1 - 0 1 具体的な申請要件は、心の健康づくり計画助成金の手引（令和3年度版）の1頁をご覧ください。

Q 1 - 0 2 「労働者数の制限なし」とありますが、事業場単位で申請できますか？それとも法人単位の申請になりますか。

A 1 - 0 2 心の健康づくり計画助成金は法人単位、もしくは個人事業主単位での申請となります。法人の本社機能を持つ事業場から申請していただき、その事業場は、労働保険の適用事業場となっていることが条件となります。

Q 1 - 0 3 心の健康づくり計画助成金が法人単位・個人事業主単位の申請となっているのはどうしてですか。

A 1 - 0 3 心の健康づくり計画は、法人の本社等で作成し、その後、営業所・支店等の事業場に計画を水平展開することが想定されるこ

とから、企業単位・個人事業主単位での申請としています。

Q 1 - 0 4 心の健康づくり計画助成金は、法人本社等から申請することになっていますが、営業所・支店等の事業場がメンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受けて心の健康づくり計画を作成し、法人本社等が申請する場合は支給対象となりますか。

A 1 - 0 4 支給対象にはなりません。法人本社等がメンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受け、申請していただく助成金としています。

なお、営業所・支店等の事業場が心の健康づくり計画を作成する場合は、助成金の対象にはありませんが、メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を無料で受けることは可能です。

Q 1 - 0 5 「1個人事業主当たり将来にわたり1回限り助成されます。」とありますが、1個人事業主で複数の事業場を所有している場合、全ての事業場で申請は可能ですか。

A 1 - 0 5 申請できません。

Q 1 - 0 6 本社以外の営業所・支店等で既に心の健康づくり計画を作成済の

場合でも、本社がメンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受けて新たに心の健康づくり計画を作成したら助成金の支給対象になりますか。

A 1 - 0 6 支給対象になりません。本助成金の支給は法人単位・個人事業主単位であるため、心の健康づくり計画を作成しているのが本社でなくても、計画の水平展開が想定される場合は対象外となります。

Q 1 - 0 7 平成 30 年度に作成した心の健康づくり計画を基に、計画を改定した場合は支給対象になりますか。

A 1 - 0 7 支給対象になりません。令和 2 年度以降、新たに心の健康づくり計画を作成した場合のみ支給対象となります。

Q 1 - 0 8 様式第 3 号「支給要件確認申立書」の中で「過去 1 年間に、労働関係法令（労働基準関係法令等）違反をしている。」とありますが、労働関係法令違反とはどのようなことを指すのですか。

A 1 - 0 8 労働関係法令違反により送検されていること、又は行政機関から企業名の公表や認定の取り消しをされていることを指します。
なお、就業規則の作成届出、36 協定届出、健康診断の実施など

の労働関係法令違反については、是正・改善されてから申請していただくことが望ましいです。

2 助成対象事業について

Q 2 - 0 1 「メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受け」とありますが、メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受けずに、自主的に心の健康づくり計画を作成・実施した場合は、助成金の支給対象になりますか。

A 2 - 0 1 支給対象にはなりません。この助成金は、メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受けていただくことが要件となっており、メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受けていない場合は対象外となります。

Q 2 - 0 2 「メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受け」とありますが、メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受けずに、自主的に心の健康づくり計画を作成・実施し、実施の確認のみをメンタルヘルス対策促進員が行った場合は、助成金の支給対象になりますか。

A 2 - 0 2 支給対象にはなりません。この助成金は、メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受けていただくことが要件となっており、実施の確認のみをメンタルヘルス対策促進員が行った場合は対象外となります。

Q 2 - 0 3 メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受けて、心の健康づくり計画を作成・実施しましたが、メンタルヘルス対策促進員による実施の確認を受けていない場合は、助成金の支給対象になりますか。

A 2 - 0 3 支給対象になりません。メンタルヘルス対策促進員の助言・支援に加え、心の健康づくり計画に基づく具体的なメンタルヘルス対策が実施されていることをメンタルヘルス対策促進員が確認することが要件となっているため、メンタルヘルス対策促進員による実施の確認がない場合は対象外となります。

なお、申請に当たっては、「メンタルヘルス対策促進員企業訪問報告書（様式第2号）」を提出していただく必要があります。

Q 2 - 0 4 「メンタルヘルス対策を実施した場合」とありますが、メンタ

ルヘルス対策とは何ですか。また、対象となるメンタルヘルス対策の判断基準はありますか。

A 2 - 0 4 「メンタルヘルス対策」とは、心の健康づくり計画に記載されているメンタルヘルスケアを行うための対策を指すこととなります。心の健康づくり計画については、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成 18 年 3 月 31 日 健康保持増進のための指針公示第 3 号 改正：平成 27 年 11 月 30 日 健康保持増進のための指針公示第 6 号）をご参照ください。

Q 2 - 0 5 心の健康づくり計画にストレスチェック実施計画を含むことは必須要件ですか。

A 2 - 0 5 必須要件ではありません。労働者の心の健康の保持増進のための指針において、「ストレスチェック制度の実施に関する規定の策定を心の健康づくり計画の一部として行っても差し支えない」としていることから計画中にストレスチェック実施を含めることもできます。労働者数 50 人未満の事業場は、ストレスチェック実施計画の作成のみでも助成対象となりますが、労働者数 50 人以上の事業場は、ストレスチェックの実施が義務化されてい

ることから、ストレスチェック実施計画はすでにあることが前提であり、ストレスチェック実施計画の作成のみでは助成対象とはならず、他のメンタルヘルス対策を含む、心の健康づくり計画の作成が助成対象となります。

3 助成対象経費について

Q 3 - 0 1 助成金額について教えてください。

A 3 - 0 1 メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受け、心の健康づくり計画（ストレスチェック実施計画を含む。）を作成、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した場合、一律 10 万円が支給されます。但し、1 法人又は 1 個人事業主につき将来にわたって 1 回の支給に限ります。

Q 3 - 0 2 「一律 10 万円」とありますが、心の健康づくり計画の作成に要した費用の領収書が必要ですか。

A 3 - 0 2 必要ありません。この助成金は、実費の助成ではなく、メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受けて、心の健康づくり計画を作成・実施（メンタルヘルス対策促進員による実施の確認

が必要) した場合に一律 10 万円として支給されるものです。

4 申請について

Q 4 - 0 1 「1 法人又は 1 個人事業主につき将来にわたって 1 回の支給に限ります。」とありますが、グループ企業で一括して心の健康づくり計画を作成・実施した場合、代表の会社名で申請し、関連の子会社・系列会社の会社名は、一覧にして提出しなくてはなりませんか。

A 4 - 0 1 グループ企業で一括して心の健康づくり計画を作成・実施した場合でも、申請は法人の本社単位となりますので、関連の子会社・系列会社の会社名を一覧にして提出していただく必要はありません。

Q 4 - 0 2 「1 法人につき将来にわたって 1 回の支給に限ります。」とありますが、助成金を 1 回支給された後に、統合あるいは分社化して別会社となった場合は、2 回目の申請が可能ですか。

A 4 - 0 2 可能です。会社の登記簿謄本で確認させていただくこととしており、統合あるいは分社化して別会社となった場合は、別会社

として申請していただくこととなります。

Q 4 - 0 3 申請時の添付書類として登記簿謄本の提出が求められていますが、発行日からの有効期限はありますか。

A 4 - 0 3 発行日から3か月以内のものを御提出願います。

Q 4 - 0 4 個人事業主の場合、開業届（控）の写しの提出が求められていますが、開業時に開業届の作成及び税務署等への提出をしていない場合は、他の書類での申請はできますか。

A 4 - 0 4 申請できません。今年度の助成金申請書類として開業届（控）の写しは必須書類となっているため、申請不可となります。